

第5節 環境リスクの低減・管理

(1) 主な目標と現状

【主な目標】

2010(平成22)年度までに府内のダイオキシン類の排出量を2005(平成17)年度の目標排出量(2000(平成12)年度から約4割削減)からさらに削減し、環境保全目標を達成することなどを目標に、事業者の自主管理の改善による排出抑制を促進します。また、環境リスクの高い化学物質について排出量を削減します。

【計画策定時の状況】

2000(平成12)年度の府内でのダイオキシン類の排出量は、89.4gでした。

【現状】

平成21年度におけるダイオキシン類の排出量は6.0gで、2000(平成12)年度比で93.3%削減しました。ダイオキシン類の環境濃度は、大気、海域水質・底質、地下水、土壌については、環境保全目標を達成していましたが、河川水質では66地点中3地点(平成20年度は78地点中5地点)で、河川底質では66地点中2地点(平成20年度は79地点中4地点)で、それぞれ環境保全目標を達成していませんでした。

平成20年度の府域におけるPRTTR法及び府条例により届出された化学物質の排出量は、14,114トンでした。また、PRTTR法による化学物質の届出排出量と届出外排出量の合計は19,642トンで、全国の4.0%を占めていますが、前年度と比べて3.4%減少しました。

【PRTTR法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)】

有害性のおそれがある化学物質について、事業者の自主的な管理を促進し、環境汚染の未然防止を目指した法律のこと。一定の業種や要件に該当する事業者が届出対象となり、届出の集計と届出対象外の発生源の推計により、環境への排出量を算出している。

(2) 講じた施策

環境リスクの低減・管理

アスベスト飛散防止対策等の推進

【環境管理室 内線：3877】

中皮腫や肺がんなどの原因となるアスベストから府民の健康を守るため、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査等を行い、建築物等の解体・改造・補修に係るアスベスト飛散防止対策の徹底を図りました。

特に6月と12月を「アスベスト飛散防止推進月間」と位置づけ、解体現場パトロールを実施するとともに、6月には、関係団体の参画による会議や府民・事業者を対象としたセミナーを実施するなど、重点的な取り組みを行いました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.146)

府有施設アスベスト対策事業

【公共建築室 内線：4606】

アスベストによる健康被害を防ぐため、府有施設において使用されている吹付けアスベストの除去対策工事を進めるとともに、空気環境測定等の定期点検を実施しました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.217)

民間建築物アスベスト対策の促進

【建築指導室 内線：4329】

吹付けアスベスト等が使用されている建築物について、順次、立入検査を実施し、劣化等により、衛生上著しく有害となる恐れがあると認められる場合には、建築基準法に基づき、所有者等に対して、除去等必要な措置を講じるよう指導しました。(21年度 立入検査件数 33件)

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.218)

化学物質対策の推進

【環境管理室 内線：3808】

化学物質による環境リスクを低減するため、P R T R法に基づき、排出量等の届出、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、化学物質の取扱量等や化学物質管理計画等の届出を指導し、事業者による化学物質の自主的管理を促進しました。

また、府民に化学物質への関心を深めてもらうため、ホームページ等を通じて届出に基づく集計データや化学物質の有害性等について、情報提供を行いました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.210,211)

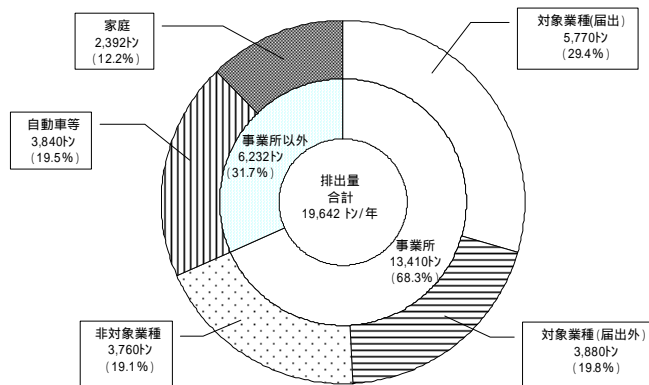


図-31 府域における化学物質排出量(平成20年度 PRTR法の届出排出量及び届出外排出量)

土壌・地下水汚染対策の推進

【環境管理室 内線：3809】

土壌汚染による健康への影響を未然に防止するため、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、土地の所有者等が行う土壌の汚染状況調査や汚染の除去等の措置について指導を行いました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.195)

地盤沈下規制指導事業

【環境管理室 内線：3809】

地盤沈下を未然に防止するため、地盤沈下観測所で地下水位・地盤沈下量を常時監視するとともに、府内の地下水採取量の把握と適正な採取の指導を行いました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.194)

大阪エコ農業総合推進対策事業

【農政室 内線：2739】

農薬の使用回数と化学肥料の使用量を府内の標準の半分以下にして栽培した農産物を「大阪エコ農産物」として認証する制度を推進しています。本制度により府民が求める安心できる農産物を生産するとともに、農業の持つ物質循環機能を活かしながら、環境への負荷を軽減し、地域環境の保全に寄与する大阪エコ農業を推進してきました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.179)



図-32 大阪エコ農産物認証マーク

環境保健対策及び公害紛争処理

石綿健康被害救済促進事業

【環境管理室 内線：3877】

アスベスト健康被害者の救済のため、平成18年2月に制定された「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、(独)環境再生保全機構に創設された石綿健康被害救済基金に対し、国・他都道府県・事業者とともに拠出し、救済制度の円滑な運用を図りました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.228)